

様式第2号(第3条関係)

令和 7年 8月 27日

丹波篠山市議会議長 様

会 派 名 福祉と教
代表者名 向井 千
又は会派無所属議員の氏名

印

政務活動報告書

この度の政務活動を下記のとおり報告します。

記

1. 活 動 の 種 類: 視察調査 研修 広報広聴活動
その他 ()
2. 活 動 期 間: 令和7年8月23日(土) 10時から17時
3. 場 所: ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階
4. 活 動 者: 桐村 裕一
5. 活 動 の 概 要: 生活保護あたりまえの権利へ
6. 考 察: 別紙参照
7. 活動に要した費用:

費目	詳細	金額	備考
研究研修費	受講料 15,000	15,000	JR 篠山口駅～金城ふ頭駅(往復)
旅費	交通費	16,680	

【地域から変える生活保護をあたりまえの権利に】

① 基調講演！ データが語る生活保護行政の実態

～自治体の運用格差とその影響

講師 立命館大学 桜井 啓太

1. 生活保護制度の現状と課題、自治体間の運用格差、監査制度の問題点、そして市民活動や社会運動による改善の重要性について学んだ。特に、桐生市や北九州市の事例を通じて、数字の背後にある行政運用の実態を正しく把握することの必要性が強調された。

貧困率が悪化していて保護率が上がるのであれば、それは制度が機能している証拠であり、問題視すべきは貧困率の悪化であり、生活保護の権利性は、一度獲得しても維持するためには『赤の女王仮説』のように走り続けなければならない。

まずは周りの意識や価値観を変えていくことが大事。

2. 詳細内容

(1) 自治体間格差と国の責任

生活保護は憲法 25 条に基づく国家責任の制度だが、運用は自治体ごとに大きな差がある。厚労省の監査は「濫救防止」に偏り、必要な人が保護から漏れる「漏救防止」が軽視される傾向がある。捕捉率は 2～3 割程度と低く、制度を利用できていない人が多数存在。

(2) 権利維持と社会運動

桐生市や北九州市の事例から、行政は受給者を減らす方向に偏るリスクがあることが確認された。権利を守るためには市民による継続的な運動・監視が必要。

(3) 情報公開と行政の民主化

行政と市民の間にある「情報の非対称性」が不適切な運用を隠す要因。

情報公開請求によるデータ取得が、市民による監視を可能にする。

(4) データ分析による可視化の効果

「生活保護情報グループ」によるエアコン扶助の支給率調査や、保護率マップ、却下率・14 日ルール遵守率の分析は、自治体の問題を浮き彫りにし改善策を促す有効な手法。

(5) 制度運用上の具体課題

自動車保有の制限 → 地方生活実態と乖離。

扶養照会の格差 → DV 事案にも強行実施する自治体あり。

医療扶助（通院移送費）の支給実績 → 自治体によりゼロ～数百万円と差が大きい。「生活保護のしおり」など細部に差別的要素が残る場合あり。

< 考察 >

保護率の数値のみでの議論を避け、貧困率や捕捉率など実態を踏まえた指標で評価する必要がある。議会による行政チェック機能の強化し、国・県の監査だけに依存せず、市民代表が監視する仕組みを導入。制度の民主化と情報公開の徹底し、相談件数・申請数・却下率・処理期間などのデータ公開を義務化していく。地域実情に応じた制度運用し、自動車保有の容認基準を見直し、地方生活に即した柔軟な運用を求める。市民・議員による細部改善の積み重ねや、「しおり」や運用細則など細かい部分の改善を継続。社会の意識変革が必要、「生活保護は恥」という価値観を改め、権利として利用しやすい環境を整える。生活保護制度は、国民の生存権を支える最後のセーフティネットであり、その適正な運用は自治体と市民社会の不断の努力にかかっている。「数字の背後にある実態を見ること」「細部を改善し続けること」「市民の意識と行政運用を変えること」の重要性が確認された。

② 基調報告 保護基準引き上げと生活保護の最大活用で住民の暮らしを守る ～生活保護の最新情勢から

花園大学 吉永 純

1. 近年の物価高騰と実質賃金の低下は、国民生活に大きな負担を与えている。その中で、生活保護基準の引き下げは生活困窮者や高齢者、子どもを含む弱者層に深刻な影響を及ぼし、最低限度の生活保障を揺るがす事態となっている。本報告書では、研修会で共有された知見を整理し、自治体における対応の方向性を考察する。

2. 現状と課題

(1) 物価高と賃金・年金の動向

物価高が続く、実質賃金は3年連続で低下。年金は1.9%上昇したが、物価上昇率2.7%に追いつかず、高齢者の生活は依然厳しい状況。

(2) 生活保護基準の引き下げ

2023～2025年にかけて最大10%、平均6.5%の引き下げが行われたが、法的に取り消された。これまでも2013年以降、住宅税や冬期加算、老齢加算など複数回の減額があり、累計で大きな影響を与えている。

(3) 波及効果と社会的影響

基準は最低賃金、地方税、就学援助など 47 制度に連動し、引き下げは生活困窮世帯全般に波及。就学援助利用者は全国で約 122 万人に及び、給食費免除等に直結。食事量や質の低下により、子どもの健康や成長に影響が出ている。

(4) 生活困窮世帯の実態

全国約 2,000 世帯調査で、年収 200 万円未満が 44%、300 万円未満が 8 割を占める。82%が「生活が厳しくなった」と回答。食費負担増で、90%が食費増、80%が食事量減少、87%が質の悪化を報告。年収 100 万円未満世帯の子どもにおいて、集中力低下 (40%)、病気罹患率上昇 (38%)、体重・身長伸び悩み (35%・26%) などが確認された。

(5) 夏季のリスク(エアコン問題)

奈良県の調査では、エアコン未設置または未使用世帯が約半数。熱中症リスクが高く、生活保護世帯にはエアコン貸付制度があるが、返済負担が生じる。命を守る観点から、補助や現物給付への転換が求められる。

(6) 自殺者数・支援活動

生活保護利用者の自殺者数は過去数年で 50 人以上増加。炊き出しなどの市民活動が増加し、地域での支え合いが広がる一方、制度面での不十分さを示している。

(7) 外国人の生活保護・医療費

「外国人が過度に生活保護を利用している」という誤解が広がっているが、実際には一人当たり医療費は日本人 37 万円に対し、外国人は 13 万円と低水準。

国保財政にむしろプラスの効果があることが示された。

(8) 自治体の不適切運用と改善

桐生市等で不適切な運用や返金問題が発覚。第三者委員会や監査、情報公開請求を通じて改善が進められている。

4. 考察

生活保護基準の引き下げは、単に受給者の生活を直撃するだけでなく、最低賃金や就学援助など複数制度を通じて広範に波及し、社会全体の「生活の土台」を掘り崩すものである。物価高と実質所得の低下が続く現状では、基準引下げは住民の命に直結する重大問題である。

自治体には、国基準をそのまま受け入れるのではなく、地域の実情に即した上乘せ施策や緩和措置を講じる役割が求められる。さらに、市民によるデータ監視や議会での行政チェックを通じ、制度の透明化と民主化を進める必要がある。

制度改善だけでなく、社会の意識改革と市民活動の広がりが相まって初めて、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営める社会が実現する。

③ 報告Ⅰ 自治体の不適切な運用をなくす～議員活動に期待すること

社会福祉士 田川 英信

1. 生活保護は憲法 25 条に基づく生存権を具体化する制度である。しかし現状では、「権利」として十分に認識されておらず、申請をためらう住民や、不適切な行政運用によって本来利用できる人が制度から排除される事例が後を絶たない。本報告書では、研修会で共有された知見を基に、生活保護の権利性を確立し、人権侵害を防止するための課題と改善の方向性を整理する。

2. 現状と課題

(1) 生活保護の権利性と捕捉率の低さ

日本の生活保護率・捕捉率は国際的に見ても低水準であり、政府発表でも捕捉率は 2 割程度、すなわち 8 割の対象者が利用できていない。

「自己責任論」やスティグマが根強く、申請を避ける人が多い。

(2) 利用者への偏見と差別

利用者への「怠け者」等のバッシングが社会に存在し、権利としての利用を妨げている。相談段階での不適切な対応が、人権侵害に直結している。

(3) 水際作戦とその背景

主な要因は研修体制の不備、職員の無資格・非正規雇用の多さ、短期の人事異動サイクル、人員不足（国による定数抑制）、監査方針が不正防止に偏重し、必要な人を救う視点が弱い。

(4) 研修体制と職員の質

任用資格を持たない職員が多く、採用後も研修を受けずに業務に従事している係長や査察指導員に経験者が配置されず、業務理解が浅い場合がある。

小田原市では大学研究者・弁護士による研修が成果を上げている。

(5) 人事異動と人員配置

3年程度で異動する職員が多く、専門性の蓄積が困難。標準担当世帯数は都 市部 80 世帯、郡部 65 世帯だが、実態は人員不足。長期的に業務に携わる「スペシャリスト」の育成が急務。

(6) 監査の方向性

これまでの監査は「乱給防止」が中心で、「漏給防止」への配慮が弱かった。厚生労働省は近年、監査方針を転換し「老給防止」に重点を置き始めている。しかし桐生市事件のように、漫然と同じ指摘を繰り返すケースがあり、国の責任も問われている。

(7) 制度案内と情報提供

自治体のしおり・ホームページには不適切表現が残る例がある(例:「真に困った者」等)。国立市のように「生活保護は権利」と明示し、差別を許さない姿勢を示す事例は模範となる。情報が不足している自治体では、住民が正しい情報にアクセスできない。

(8) 相談環境と透明性

プライバシーに配慮しない相談室、録音禁止対応などが水際作戦を助長。録音の許可は職員を守る手段でもあり、透明性向上につながる。

(9) 申請段階での課題

仮払い制度の金額が自治体によって差があり、生活維持に不十分なケースがある。緊急払い(敷金等)が遅延するなど、制度の実効性が損なわれている。

(10) 自治体・議会での学びと実践

判例や採決を研修に取り入れることで、他自治体の失敗を繰り返さない。議員や職員が学び合うことで、改善策が明確化される。

<考察>

生活保護制度の不十分な運用は、利用者の人権侵害に直結し、制度の信頼性を損なう。捕捉率の低さは「制度が機能していない証左」であり、研修・監査・情報提供の改善なしには是正できない。自治体と国は、単に制度を運用するのではなく、「生活保護は権利」であることを住民に伝え、利用しやすい環境を整える責務を負う。市民に偏見が残る限り、利用者は孤立し続ける。したがって、今後は研修体制の強化による職員の専門性向上、監査方針の転換による漏給防止、広報・相談環境

の改善による権利周知を三位一体で進める必要がある。これにより、生活保護制度を真に国民の生存権を守る仕組みへと転換できると考える。

④ 自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる

弁護士 太田 伸二

1. 生活保護制度における自動車保有制限は、特に車社会である地方部において、利用者にとって深刻な障壁となっている。公共交通機関が十分でない地域では、自動車が生活の必需品であるにもかかわらず、制度利用に際して「生活保護か自動車か」という二者択一を迫られる事例が多い。本報告書では、自動車保有制限の現状と課題、改善に向けた動向と取り組みを整理する。

2. 現状と課題

(1) 地方における自動車利用制限の影響

富山県、福井県、長野県など自動車普及率の高い県ほど、生活保護率が低い傾向が顕著。生活保護の捕捉率が低い背景に、「自動車保有禁止」が大きな要因として指摘されている。窓口では例外規定の説明が不十分で、「原則禁止」とのみ案内されるケースが多い。

(2) 厚生労働省通知と例外規定

厚労省通知では例外的に自動車保有を認めており、通院・通勤・通学・子どもの送迎などが対象。就職活動目的では処分保留が一定期間認められる場合がある。ただし、タクシー利用可能を理由に却下する自治体もあり、補足性原則に反すると批判されている。

(3) 鈴鹿市事件と厚労省方針転換

令和4年の厚労省事務連絡で「通院以外での利用禁止」が強調され、全国で混乱が拡大。鈴鹿市で高齢者・障害者世帯の保護停止事件が発生し、裁判で全面勝訴。国家賠償も認められた。この裁判と世論の影響で、厚労省は令和5年12月25日付事務連絡で「日常生活に不可欠な買い物等」を容認し、事実上方針を修正。

(4) 今後の課題

「低所得世帯との均衡」という条件が残り、自治体判断による恣意的運用の懸念がある。維持費（ガソリン代・車検代）の取り扱いが未整備。借用车や名義貸し、自営業者の業務用车など、実態に即した柔軟な対応が不十分。

3. 改善に向けた取り組み

(1) 支援団体の活動

「自動車を持ちながら生活保護を利用するため」パンフレットやQ&Aを作成・公開。申立書ひな形を提供し、利用者が自動車保有を主張できるよう支援。

(2) 弁護士会・司法の役割

枚方事件判決では「タクシー利用を強制するのは補足性原則違反」と指摘。

日本弁護士連合会は令和5年9月19日付で意見書を提出し、以下を提案
自動車普及率70%以上の地域では原則保有を認める。

保有容認目的以外の利用も認める。

維持費を支給対象とする。

(3) 自治体・住民の働きかけ

自治体ごとの自動車保有承認件数や却下理由を公開・比較することで透明性を高める。プライバシーを侵害する運転日報提出要求は改善が必要。国立市や小田原市のように第三者検証や外部専門家研修を積極的に導入することが推奨される。

<考察>

自動車保有の問題は単なる資産基準の問題ではなく、地方住民が最低限の生活を営むための基盤整備に直結する人権課題である。厚労省の方針転換は一定の前進であるが、依然として「均衡」や「例外」の枠組みに縛られ、多くの利用希望者が制度から排除されている。

今後は、生活保護と地域実情の乖離を是正する政策転換、自治体レベルでの積極的な改善と透明化や住民・弁護士・議会の連携による働きかけが不可欠である。生活保護制度を実質的に機能させるためには、「生活保護か自動車か」という二者択一を解消し、自動車保有を前提にした生活保障へと移行していく必要がある。

⑤ 記念講演2 ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

日本女子大学 岩永 理恵

1. 生活保護制度は、日本国憲法第25条に基づき国民の生存権を保障する最後のセーフティネットである。しかし現場では、事務の複雑さや基準の不透明さが利用者と職員双方に負担を与え、制度の信頼性を損なっている。また、制度が想定する「最低生活」の内容が時代にそぐわないほど貧弱であることが、生活保護制度

の根本的な課題となっている。本報告書では、現状の問題点を整理するとともに、短期的な改善策と長期的な「最低生活」の再定義の必要性について考察する。

2. 現状と課題

(1) 生活保護事務における構造的課題

ケースワーカー一人あたりの担当世帯数が標準（都市部 80 世帯、郡部 65 世帯）を大幅に超過している自治体が存在。

大阪市（2010 年）、取手市（2018 年）、世田谷区（2025 年）などで、事務の過重負担や不適切処理が報道。職員の過労やチェック体制の不備が、支給漏れ・過払い・不正処理の原因となっている。

(2) 地方分権と事務区分の曖昧さ

2000 年の地方分権一括法により、生活保護事務は「法定受託事務」と「自治事務」に区分された。この区分が不明確なため、自治体ごとの対応にばらつきが生じ、責任の所在も曖昧になっている。

(3) 保護基準の複雑化

基準額表は専門家でも理解困難なほど複雑化し、計算ミスや利用者への説明不足の原因。2013 年、2018 年の基準改定で段階的減額方式が導入され、さらに煩雑化。行政職員の労働強化と制度不信を助長している。

(4) 「最低生活」概念の内実の貧しさ

現行制度は生命維持レベルにとどまり、現代社会での活動的な生活を想定していない。自動車を資産とみなし保有を禁じる姿勢などは、社会的必需品を認めない発想の象徴。真の最低生活には「衣食住」だけでなく、働く・学ぶ・交流する・将来を展望する要素が含まれるべき。

(5) 住宅扶助の実態

本来は家賃の実費を保障するものだが、現在は「上限額」として機能。

実際には基準額を超える物件に住む受給者に対し、基準内物件への転居が指導されている。

(6) 行政ミスと利用者の不利益

佐賀市（2025 年）で障害者加算の支給漏れ（約 100 万円）が判明。

京都市（2024 年）では職員の処理遅延により約 800 万円の過払いが発生、返還を利用者に求める事例もあり、制度の複雑さがミスを誘発し、利用者に不利

益を転嫁している。

(7) 厳しい資産要件

車の保有禁止、手持ち金制限、住宅ローン不可など、生活の実態に合わない厳格な基準が多く、そのため制度から排除される人が多数発生。

(8) 新しい最低生活費算定方法(MIS)

市民と研究者が協働し、必要な生活要素を積み上げて算出する「ミニマムインカムスタンダード(MIS)」が提案されている。生活保護に限らず、最低賃金や他制度の基準としての応用が期待される。

<考察>

生活保護制度の問題は、単なる事務処理の煩雑さにとどまらず、根底にある「最低生活」の貧しい概念に由来する。現行の基準は、受給者が将来を展望し、社会的に活動することを前提としておらず、制度そのものが利用者を孤立させる方向に作用している。

したがって、短期的には事務の簡素化や職員体制の強化により制度運用を改善する必要がある。同時に、長期的には「最低生活とは何か」を社会全体で再考し、市民参加によるMISなどを通じて新しい概念を制度に反映していくことが求められる。

⑥ いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告

講師 小久保 哲郎

1. 2013年の生活保護基準引き下げに対して全国で集団訴訟が提起され、10年にわたる法廷闘争を経て、2023年6月27日、最高裁判所が基準改定の一部手続きの違法性を認める歴史的判決を下した。本報告書では、その経緯と判決の意義、厚生労働省および原告側の対応、利用者の生活実態、そして今後の活動の方向性を整理する。

2. 最高裁判決に至る経緯

2013年、史上最大規模となる生活保護費引き下げ(平均5%、最大10%)が実施。

全国29都道府県で1000人超の原告が31件の集団訴訟を提起。

2020年6月、名古屋地裁で初の勝訴判決。

以降、高裁段階で勝敗が分かれ、大阪地裁では逆転敗訴、金沢高裁では慰謝料まで認める完全勝訴。

2023 年 6 月 27 日、最高裁第三小法廷が最終判断を下した。

3. 最高裁判決の概要と意義

裁判官 5 名全員一致で、デフレ調整に関する手続きの違法性を認定。

厚労大臣の基準改定判断を「違法」と断じたのは、日本史上初。

多数意見は一部判断を限定したが、宇賀裁判官は「9 年以上にわたり最低限度の生活を奪った」として慰謝料支払いを認める反対意見を付した。

下級審での原告勝訴率は 6 割に及び、同種訴訟としては異例の高率。

国家賠償請求は棄却されたが、法の枠を超えた人権保障の議論が広がる契機となった。

4. 判決後の厚労省の対応と原告側の要請

原告側は、謝罪・差額支給・基準改定方式の改善・生活保障法の制定を要請。

厚労省は直接的対応を避け、専門家委員会を設置し議論を委ねる姿勢を表明。

原告側は「寝耳に水」と抗議し、委員会での意見表明・傍聴を求めているが、十分に認められていない。

専門委員会は 2025 年 11 月頃まで続き、次年度予算編成に反映される見込み。

5. 「いのちのとりで」裁判としての意義

原告・支援者は「お金ではなく人権の問題」と強調。

長年の交渉で厚労省の姿勢は硬直的であったが、最高裁でようやく違法性が認定された。

生活保護利用者への偏見・バッシングに抗い、「誰もが人間らしく生きられる社会」の実現を目指す活動が継続されている。

<考察>

最高裁判決は「最低生活を守る最後の砦」としての司法の役割を示した歴史的判例である。しかし、国家賠償は認められず、厚労省もなお消極姿勢を崩していない。利用者の生活困難は続き、社会的偏見も根強い。

今後は、訴訟の勝利を一過性の成果に終わらせず、制度改善・偏見解消・人権保障法制の確立へとつなげることが不可欠である。市民・自治体・議会・専門家が連携し、共感可能な社会の実現に向けて取り組みを深める必要がある。

⑦ 「小金井市議会」での生活保護基準をあげろ、意見書採択の経緯について

小金井市議会 片山 薫

1. 本研修会では、小金井市議会議員・片山薫氏の実践報告をはじめ、各自治体議員による生活困窮者支援の取り組み、桐生市での生活保護問題、自動車保有の課題、そして生活保護問題対策全国会議による最高裁勝訴の報告が共有された。議員や市民が果たす役割、また今後の運動の方向性が具体的に提示された意義ある学びの場となった。

2. 片山薫氏の報告

2009年初当選、現在5期目の小金井市議会議員。政党に属さない無所属市民派として活動。

小金井市議会は無所属議員が多く、市民陳情は年間約100件提出され、その多くが審議される。

議員提案による意見書可決の事例多数。2020年6月「生活困窮者支援」、2023年12月「生活保護制度の改善と貧困ビジネス規制」などを実現。

一方、原発関連意見書の否決や、市長による裁判判決不遵守など、行政・議会の課題も存在。

3. 他自治体議員とのネットワーク活動

足立区（荒川恭介氏）の扶養照会問題への取り組み、全会一致が原則の議会で意見書採択の難しさを報告。

長野県（池田氏）のFacebookで全国議員のネットワークを形成。毎月相談会を実施し、若年層支援や現場実務（ゴミ撤去や調理支援）に取り組む。

全国に約100人の地方議員ネットワークが存在し、生活困窮者支援の経験や情報を共有している。

4. 桐生市における生活保護問題

2023年11月の報道を機に問題が表面化したが、実際には10年以上続いていた。

恫喝や不適切な処遇、緊急入院患者の県外転送など人権上の問題が指摘されている。

2024年5月以降、議会としての取り組み姿勢は示されたものの、市庁舎建設に絡む汚職事件の影響で進展は不透明。

5. 自動車保有に関する補足

就労目的の自動車保有について「3万5千円以上の収入要件」が示される事例があるが、法的根拠は存在しない。

障害者や作業所通所者の送迎、自営業に必要な車両利用などは認められるべき。

行政の誤った運用を正し、現実に応じた柔軟な基準を確立することが課題。

6. 三藤ひろし弁護士の総括

2013年の基準引き下げをめぐる訴訟で、2024年6月27日最高裁にて歴史的勝訴。

「前例のない引き下げ」に対して「前例のない反撃」で応じ、「前例のない最高裁判決」を勝ち取ったと評価。

7. 今後について

市民と当事者のための生活基準の確立や当事者の主権を明記した生活保障法の制定。

議員には、データに基づく分析と現場の声を反映した活動、意見書提出やネットワーク連携の強化が求められる。

国への働きかけ、最高裁判決を踏まえ、専門家会議の設置と検証作業を求める意見書を各議会で採択する。

国に対して謝罪・差額支給・制度改善を強く要請。

議員ネットワークの強化として「ローカルセーフティネットワーク」などSNSを活用し、議員間の情報共有を推進。

常任委員会での所管事務調査や他自治体への視察を実施。

市民・当事者との協働

弁護士や支援団体と連携した相談会の開催。

市民参加型の学習会や集会を通じ、生活保護の権利性と偏見解消を広める。

9. 考察

生活保護制度を「最後のセーフティネット」から「市民の権利」として確立するには、法制度の整備とともに、議会の積極的関与、市民運動、当事者の声の反映が不可欠であることが確認された。最高裁判決は歴史的成果であるが、今後の制度改善と社会意識改革こそが次なる課題であると考ええる。

<全体を通して>

制度改善に向けた意見書・要望の提出や最高裁判決を踏まえ、生活保護基準の透明性確保、引き下げ再発防止や差額補填や謝罪の実施を国に求める意見書を提出。

自動車保有の原則容認や資産要件の見直しに関する意見書も検討。

生活保護行政のチェックと改善については、市の水際作戦や不適切運用がないか、定期的に調査・検証する。相談体制の改善（録音可・プライバシー確保・丁寧な説明）

を行政に求め、生活保護しおりや HP の表現を点検し、「生活保護は権利」と明記させる。

利用者の生活実態把握としては、年 1 回以上のヒアリングや実態調査を行い、子ども・高齢者・障害者の生活に直結する課題を把握し、炊き出しやフードバンクなど民間支援団体との意見交換を定期開催。

市議会議員の学びとネットワークとして、議員自身が研修に参加し、判例や制度運用の最新情報を学びながら、全国の「生活保護議員ネットワーク」に連携し、他自治体の好事例を取り入れる。

子ども・高齢者への具体的支援提案として、就学援助制度や給食費免除など、基準連動制度の影響を把握し改善を提案し、夏季のエアコン利用支援、冬季の暖房費支援など地域実態に応じた補助を検討していく。

市民への正しい情報発信としても、議会広報や市広報を通じ、「生活保護は市民の権利」であることを広く周知していく必要がある。何より権利を重視し、偏見やバッシングを防ぐための啓発活動を支援していく。

領収証

2025年6月20日

桐村裕一様

以下のとおり、領収いたしました。

¥15,000

但し、第16回生活保護問題議員研修会について

■ 研修参加費として（資料代を含む）

18

生活保護問題対策全国会議

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内
代表幹事 尾藤廣喜

全国公的扶助研究会

東京都文京区白山1-13-7 アクア白山ビル5階
会長 中村健

（研修会事務局）

〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士

電話 06-6363-3310/

領収書

Receipt
領収年月日 2025-8-23 登録番号: T3180001031569
金額 ¥7,980 (消費税等込み) 税10%

【クレジット扱い】
購入商品 J R乗車券類
(50971 2枚)
東海旅客鉄道株式会社
名古屋MV006発行 60972-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収書

Receipt
領収年月日 2025-8-20 登録番号: T1120001059675
金額 ¥7,980 (消費税等込み) 税10%

【クレジット扱い】
購入商品 J R乗車券類
(30143 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
篠山口駅MK2発行 40144-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領収書

福祉と教育 様
ご利用日付: 2025年-8月23日
時刻: 08時43分

取引内容: 乗車券類購入
領収金額: 金360円

伝票番号: 93798

この領収書は大切に保存してください。
毎度ありがとうございます。

金城ふ頭駅 004発行
名古屋臨海高速鉄道

領収書

福祉と教育 様
ご利用日付: 2025年-8月23日
時刻: 08時05分

取引内容: 乗車券類購入
領収金額: 金360円

伝票番号: 93065

この領収書は大切に保存してください。
毎度ありがとうございます。

名古屋駅 005発行
名古屋臨海高速鉄道